

1 変更の内容

変更後	変更前
<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、認定 NPO 新潟子ども応援団という。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、新潟県内の子どもとその家庭をはじめ、支援を必要とする人々に対し、食支援、生活支援、学習支援、居場所づくり及び地域交流活動に関する事業を行う。また、不登校やひきこもりの子どもとその家庭や、しょうがいのある方等、支援を必要とする人を対象に、セラピー犬及び保護猫によるセラピー支援事業を実施する。これらの活動を通じて、心の支えと癒しにつながる機会を創出し、共生社会の実現及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンクつばめという。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、生活貧困やひとり親家庭など社会的支援を必要とする人々に対して地域の多様な個人や団体と協力し、食支援や生活支援を行うことにより市民生活の安定を図るとともに、生きづらさを抱える子どもへ学習や体験活動の機会を提供することで、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現や子どもの健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p>

- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの居場所、学習支援及び相談
- (2) 生活困窮者への食支援に関する事業
- (3) 衣類・学用品のリユース
- (4) 交流のイベント
- (5) 子どもが自由に遊べる広場の提供
- (6) 心の支えや癒しが必要な子どもへのアニマルセラピーの実施
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの学習支援や体験活動に関する事業
- (2) 生活困窮者への食や生活支援に関する事業
- (3) 食品ロス削減等持続可能な開発に関する事業
- (4) フードバンクのネットワーク化推進に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業